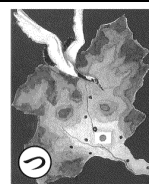




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年4月28日（月） 号 外 （第2号）

■ 目 次

ページ

教育委員会規則

- 群馬県教職員退職年金及び退職一時金給与規則の一部を改正する規則（福利課）
- 公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則（同）

2
2

■ 教育委員会規則

群馬県教職員退職年金及び退職一時金給与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月二十八日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第七号

群馬県教職員退職年金及び退職一時金給与規則の一部を改正する規則

群馬県教職員退職年金及び退職一時金給与規則(昭和二十八年群馬県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「禁こ」を「拘禁刑」に、「懲役又は禁こ以上の刑」を「拘禁刑」に、「言渡」を「言渡し」に、「取消された」を「取り消された」に、「つけて」を「付けて」に改める。

附則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、「言渡」を「言渡し」に、「取消された」を「取り消された」に、「つけて」を「付けて」に改める部分は、公布の日から施行する。

公立学校教職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月二十八日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第八号

公立学校教職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校教職員退職手当支給規則(昭和三十一年群馬県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八号から別記様式第十号までの規定中「淋瀝」を「淋瀝主」に改める。

附則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
